

令和 7年 12月 日

大阪府教育長 様

ESA音楽学院専門学校設置者
設置者所在地 神奈川県横浜市西区
桜木町七丁目42番地
設置者名 学校法人八洲学園
設置者代表者名 理事長 和田 公人

学則変更届

このたび、ESA音楽学院専門学校の学則を変更したいので、学校教育法第131条及び同法施行規則第189条において準用する同規則第5条の規定に基づきお届けします。

1 変更する内容

- 1.(自己点検・評価)を追加し第4条に変更
- 2.第4条を第5条に変更
- 3.第5条を第6条に変更
- 4.第6条を第7条に変更
- 5.第7条を第8条に変更
- 6.第3章入学、退学、転学及び休学を削除
- 7.第3章教育課程、単位数及び教職員組織を追加
- 8.第4章入学、退学、転学及び休学を削除
- 9.第4章入学、休学、退学及び卒業を追加
- 10.(退学)第12条を第15条に変更し「生徒」を「学生」に変更
- 11.(休学)第13条を第16条に変更し「生徒」を「学生」に変更
- 12.(復学)第14条を第17条に変更し「生徒」を「学生」に変更
- 13.(出席訂正)第15条を第18条に変更し「生徒」を「学生」に変更
- 14.(教育課程及び授業時間)第16条を削除
- 15.(課程終了の認定)第17条を削除
- 16.第6章教職員組織を削除
- 17.第19条を追加
- 18.第20条を追加
- 19.第7章を第6章に変更
- 20.第20条を第21条に変更し「生徒」を「学生」に変更
- 21.第21条を第22条に変更し「生徒」を「学生」に変更
- 22.第22条を第23条に変更し「生徒」を「学生」に変更
- 23.第9章を第8章に変更
- 24.第23条を第24条に変更し「生徒」を「学生」に変更
- 25.(別表第1)
「(別表第1)教育課程及び授業時間」を「(別表第1)教育課程及び授業時間、単位数」に変更
＜文化教養専門課程 吹奏楽学科＞に「2017年-2025年度入学者(授業時間)」を追加

「2026 年度以降入学者」及び表を追加

＜文化教養専門課程 吹奏楽実務学科＞に「2017 年-2025 年度入学者(授業時間)」を追加

「2026 年度以降入学者」及び表を追加

2 変更する理由

- 1.学校教育法の改正に伴う追加
- 2.1を追加した事による条番号の変更
- 3.1を追加した事による条番号の変更
- 4.1を追加した事による条番号の変更.
- 5.1を追加した事による条番号の変更
- 6.学校教育法の改正に伴う削除
- 7.学校教育法の改正に伴う追加
- 8.学校教育法の改正に伴う削除
- 9.学校教育法の改正に伴う追加
- 10.条番号の変更と学校教育法の改正に伴う文言の変更
- 11.条番号の変更と学校教育法の改正に伴う文言の変更
- 12.条番号の変更と学校教育法の改正に伴う文言の変更
- 13.条番号の変更と学校教育法の改正に伴う文言の変更
- 14.学校教育法の改正に伴う削除.
- 15.学校教育法の改正に伴う削除
- 16.学校教育法の改正に伴う削除
- 17.学校教育法の改正に伴う追加
- 18.学校教育法の改正に伴う追加.
- 19.章番号の変更
- 20.条番号の変更と学校教育法の改正に伴う文言の変更
- 21.条番号の変更と学校教育法の改正に伴う文言の変更
- 22.条番号の変更と学校教育法の改正に伴う文言の変更
- 23.章番号の変更
- 24.学校教育法の改正に伴う文言の変更
- 25.学校教育法の改正に伴う文言の変更と表の追加

3 変更年月日

令和7年4月1日

4 変更条文新旧比較表(様式27)

新旧比較表		様式 27
新条文	旧条文	
<u>（自己点検・評価）</u> <u>第4条</u> 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、 本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。 <u>2</u> 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。 <u>（課程、学科、修業年限、定員）</u> <u>第5条</u> 本校の課程及び学科、収容定員、修業年限は、次のとおりとする。 <u>（学年）</u> <u>第6条</u> 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 <u>（学期）</u> <u>第7条</u> 学年を分けて、次の2学期とする。 <u>（休業日）</u> <u>第8条</u> 休業日は、次のとおりとする。 <u>（削除）</u> <u>第3章 教育課程、単位数及び教職員組織</u> <u>（教育課程、単位数）</u> <u>第9条</u> 本校の教育課程及び単位数は別表第1のとおりとする。 <u>2</u> 別表第1に定める1単位の授業科目を4.5時間の学修を必要とする内容をもって構成する内容を もって構成する内容をもって構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、 の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準に より単位数を計算するものとする。 <u>（1）</u> 講義及び演習については、1.5時間から3.0時間までの範囲で定める時間の授業 をもって1単位とする。 <u>（2）</u> 実験、実習及び実技については、3.0時間から4.5時間までの範囲で定める時間の授業 をもって1単位とする。 <u>3</u> 卒業までに履修させる単位数は、吹奏楽学科にあっては6.2単位以上、吹奏楽実務学科に あつては3.1単位以上とする <u>（成績評価）</u> <u>第10条</u> 本校の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の正解、履修状況等を 総合的に勘案して行う。各科目の評価方法は毎年2月に公表するシラバスに記載する。 <u>（教職員組織）</u> <u>第11条</u> 本校に次の教職員を置く。 <u>（1）校長</u> 1名 <u>（2）教員</u> 3名以上 <u>（3）事務長</u> 1名名以上 <u>2</u> 校長は、校務を掌り所属職員を監督する。 第4章 入学、退学、転学及び休学 <u>（削除）</u>	<u>（追加）</u> <u>（課程及び学科、収容定員、修業年限等）</u> <u>第4条</u> 本校の課程及び学科、収容定員、修業年限は、次のとおりとする。 <u>（学年）</u> <u>第5条</u> 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 <u>（学期）</u> <u>第6条</u> 学年を分けて、次の2学期とする。 <u>（休業日）</u> <u>第7条</u> 休業日は、次のとおりとする。 <u>第3章 入学、退学、転学及び休学等</u> <u>（入学資格）</u> <u>第8条</u> 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。 <u>専門課程</u> <u>（1）</u> 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による1.2年の学校教育を修了した者 （通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。） <u>（2）</u> 外国において学校教育における1.2年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科 学大臣の指定したもの <u>（3）</u> 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設 の当該課程を修了した者 <u>（4）</u> 文部科学大臣の指定した者 <u>（5）</u> 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者 旧規程に よる大学入学資格検定 以下「旧検定」という。 に合格した者を含む。 <u>（6）</u> 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者 <u>（7）</u> 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後 に入学させる専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの <u>（8）</u> 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力が あると認めた者で、1.8歳に達したもの <u>（追加）</u> 第4章 入学、退学、転学及び休学 <u>（入学許可）</u> <u>第9条</u> 入学を希望する者には、選考を行い校長がこれを許可する。 <u>（出願手続）</u> <u>第10条</u> 入学を希望する者は、入学願書等の書類に検定料をそえ、願出しなければならない。 <u>（入学手続）</u> <u>第11条</u> 入学の許可を受けた者は、すみやかに必要書類に入学金をそえて、提出しなければならない。 <u>2</u> 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。	

新旧比較表		様式 2 7
新条文	旧条文	
<u>(入学資格)</u> <u>第 1 2 条</u> 本校の入学資格は、次のとおりとする。 <u>(1) 学校教育法第 9 0 条第 1 項に規定する通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者(通常の学校教育法第 9 0 条第 1 項に規定する通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)</u> <u>(2) 外国において学校教育における 1 2 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの</u> <u>(3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者</u> <u>(4) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</u> <u>(5) 文部科学大臣の指定した者</u> <u>(6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による太学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。)</u> <u>(7) 学校教育法第 9 0 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査審査規則（令和 4 年文部科学省令第 1 8 号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者</u> <u>(8) 学校教育法第 9 0 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、入学させる専修学校において、専修学校における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者</u> <u>(9) 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、1 8 歳に達したもの</u> <u>(入学時期)</u> <u>第 1 3 条</u> 本学の入学時期は 4 月とする。 <u>(入学手続)</u> <u>第 1 4 条</u> 本校の手続きは次のとおりとする。 <u>(1) 本校に入学をしようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第 2 1 条に定める入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに提出しなければならない。</u> <u>(2) 前号の手続を修了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。</u> <u>(3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第 2 2 条の入学金を添えて手続きをとらなければならない。</u> <u>(退学)</u> <u>第 1 5 条</u> <u>学生</u>が退学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。 <u>(休学)</u> <u>第 1 6 条</u> <u>学生</u>が病気その他やむを得ない理由により 1 月以上出席することができない時は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。 <u>(復学)</u> <u>第 1 7 条</u> 前条の規定により休学中の<u>学生</u>が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。 <u>(出席停止)</u> <u>第 1 8 条</u> <u>学生</u>が伝染病にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その<u>学生</u>に対し出席停止を命ずることがある。 <u>第 5 章 課程修了の認定及び卒業</u> <u>(削除)</u> <u>(課程修了の認定)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>(追加)</u> <u>(退学)</u> <u>第 1 2 条</u> <u>生徒</u>が退学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。 <u>(休学)</u> <u>第 1 3 条</u> <u>生徒</u>が病気その他やむを得ない理由により 1 月以上出席することができない時は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。 <u>(復学)</u> <u>第 1 4 条</u> 前条の規定により休学中の<u>生徒</u>が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。 <u>(出席停止)</u> <u>第 1 5 条</u> <u>生徒</u>が伝染病にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その<u>生徒</u>に対し出席停止を命ずることがある。 <u>第 5 章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等</u> <u>(教育課程及び授業時数)</u> <u>第 1 6 条</u> 本校の教育課程及び授業時数は、別表第 1 のとおりとする。 <u>2 別表第 1 に定める授業時数の 1 単位時間は、5 0 分とする。</u> <u>3 選択科目については、他の専修学校等において履修することができる。</u> <u>なお、対象となる授業科目等については、別に定めるものとする。</u> <u>4 授業時数を単位数に換算する場合の計算方法は 3 5 時間をもって 1 単位とする。</u> <u>(課程修了の認定)</u> <u>第 1 7 条</u> 課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、かつ学年末において試験の成績及び卒業資格認定のための課題作業等により認定する。 <u>(卒業)</u> <u>第 1 8 条</u> 前条の規定により生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。 <u>第 6 章 教職員組織</u> <u>第 1 9 条</u> 本校に次の教職員を置く。 <u>(1) 校長 1 名</u> <u>(2) 教員 3 名以上</u> <u>(3) 事務職員 1 名名以上</u> <u>2 校長は、公務を掌り所属職員を監督する。</u>	

新旧比較表										様式27																																																																																																																																																																								
新条文										旧条文																																																																																																																																																																								
第19条 第9条に定める授業科目の成績評価により、必要な単位を取得した者について、校長は課程修了の認定を行う。 2 所定の修業年限以上を在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。 (称号の授与) 第20条 前条により、文化・教養専門課程吹奏楽学科を修了した者には、学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士（文化・教養専門課程）の称号を授与する。 第6章 授業料、入学金及び検定料 (授業料・入学金及び検定料) 第21条 本校の授業料・入学金及び検定料等は、別表第2のとおりとする。 1 前項の規定にかかわらず、授業料・入学金及び検定料等を減免することができる。 2 学生の在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。 3 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、授業料を免除することがある。 第7章 賞罰 (褒賞) 第22条 学生がその成績、性行ともにすぐれ他の模範となるときは褒賞することがある。 (懲戒) 第23条 次の各号の一に該当する者は、これを退学させることができる。 (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。 (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。 (3) 正当な理由がなくて出席常でない者。 (4) 学校の秩序をみだし、その他学生としての本分に反した者。 第8章 科目履修生制度 (科目履修生等) 第24条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考のうえ、科目履修生として当該科目の履修を許可することができる。 2 その他科目履修生に関する事項は別に定める。 附 則 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。 2 この学則は、令和5年4月1日から施行する。 3 この学則は、令和6年4月1日から施行する。 ただし、第4条について、令和6年3月31日以前に入学した者には従前の学則を適用する。 4 この学則は、令和8年4月1日から施行する。 ただし、第9条および第20条について、令和8年3月31日以前に入学した者には従前の学則を適用する。 (別表第1) (別表第1) 教育課程及び授業時間、単位数 <文化教養専門課程 吹奏楽学科> 2017年-2025年度入学者（授業時間） 2026年度以降入学者 <table><tr><th colspan="4">コース</th><th colspan="3">吹奏楽コース</th><th colspan="3">管楽器リベアコース</th></tr><tr><th colspan="4" rowspan="2">学年 科目</th><th>1年</th><th>2年</th><th>単位数</th><th>1年</th><th>2年</th><th>単位数</th></tr><tr><th>前期単位数</th><th>後期単位数</th><th>合計</th><th>前期単位数</th><th>後期単位数</th><th>合計</th></tr><tr><td rowspan="19">専 門 科 目</td><td rowspan="2">理 論 ※ 必 修</td><td rowspan="2">音楽理論</td><td>楽典Ⅰ</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>音楽史Ⅰ</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1</td></tr><tr><td rowspan="6">音楽理論</td><td>和声</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>音楽史Ⅱ</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>編曲法Ⅰ</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>編曲法Ⅱ</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>木管修理講義Ⅰ</td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td>2</td></tr><tr><td>木管修理講義Ⅱ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="8">リベア技術理論</td><td>金管修理講義Ⅰ</td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td>2</td></tr><tr><td>金管修理講義Ⅱ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>リペアゼミⅠ</td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td>2</td></tr><tr><td>リペアゼミⅡ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>実践講義</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>管楽器知識</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td rowspan="5">実技※必修</td><td rowspan="5">演奏実技</td><td>実践指揮法Ⅰ</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>実践指揮法Ⅱ</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>吹奏楽基礎演習Ⅰ</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>吹奏楽基礎演習Ⅱ</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>吹奏楽演習Ⅰ</td><td>3</td><td></td><td>3</td><td>3</td><td></td><td>3</td></tr></table>										コース				吹奏楽コース			管楽器リベアコース			学年 科目				1年	2年	単位数	1年	2年	単位数	前期単位数	後期単位数	合計	前期単位数	後期単位数	合計	専 門 科 目	理 論 ※ 必 修	音楽理論	楽典Ⅰ	1		1	1		1	音楽史Ⅰ	1		1	1		1	音楽理論	和声		1	1				音楽史Ⅱ		1	1				編曲法Ⅰ	1		1				編曲法Ⅱ		1	1				木管修理講義Ⅰ				2		2	木管修理講義Ⅱ					2	2	リベア技術理論	金管修理講義Ⅰ				2		2	金管修理講義Ⅱ					2	2	リペアゼミⅠ				2		2	リペアゼミⅡ					2	2	実践講義					1	1	管楽器知識					1	1	実技※必修	演奏実技	実践指揮法Ⅰ	1		1	1		1	実践指揮法Ⅱ		1	1		1	1	吹奏楽基礎演習Ⅰ	1		1	1		1	吹奏楽基礎演習Ⅱ		1	1		1	1	吹奏楽演習Ⅰ	3		3	3		3	(追加) 第7章 授業料、入学金及び検定料 (授業料・入学金及び検定料) 第20条 本校の授業料・入学金及び検定料等は、別表第2のとおりとする。 1 前項の規定にかかわらず、授業料・入学金及び検定料等を減免することができる。 2 生徒の在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。 3 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、授業料を免除することがある。 第8章 賞罰 (褒賞) 第21条 生徒がその成績、性行ともにすぐれ他の模範となるときは褒賞することがある。 (懲戒) 第22条 次の各号の一に該当する者は、これを退学させることができる。 (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。 (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。 (3) 正当な理由がなくて出席常でない者。 (4) 学校の秩序をみだし、その他生徒としての本分に反した者。 第9章 科目履修生制度 (科目履修生等) 第23条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考のうえ、科目履修生として当該科目の履修を許可することができる。 2 その他科目履修生に関する事項は別に定める。 附 則 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。 2 この学則は、令和5年4月1日から施行する。 3 この学則は、令和6年4月1日から施行する。 ただし、第4条について、令和6年3月31日以前に入学した者には従前の学則を適用する。 (追加) (別表第1) (別表第1) 教育課程及び授業時間 <文化教養専門課程 吹奏楽学科> (追加) (追加)		
コース				吹奏楽コース			管楽器リベアコース																																																																																																																																																																											
学年 科目				1年	2年	単位数	1年	2年	単位数																																																																																																																																																																									
				前期単位数	後期単位数	合計	前期単位数	後期単位数	合計																																																																																																																																																																									
専 門 科 目	理 論 ※ 必 修	音楽理論	楽典Ⅰ	1		1	1		1																																																																																																																																																																									
			音楽史Ⅰ	1		1	1		1																																																																																																																																																																									
	音楽理論	和声		1	1																																																																																																																																																																													
		音楽史Ⅱ		1	1																																																																																																																																																																													
		編曲法Ⅰ	1		1																																																																																																																																																																													
		編曲法Ⅱ		1	1																																																																																																																																																																													
		木管修理講義Ⅰ				2		2																																																																																																																																																																										
		木管修理講義Ⅱ					2	2																																																																																																																																																																										
	リベア技術理論	金管修理講義Ⅰ				2		2																																																																																																																																																																										
		金管修理講義Ⅱ					2	2																																																																																																																																																																										
		リペアゼミⅠ				2		2																																																																																																																																																																										
		リペアゼミⅡ					2	2																																																																																																																																																																										
		実践講義					1	1																																																																																																																																																																										
		管楽器知識					1	1																																																																																																																																																																										
		実技※必修	演奏実技	実践指揮法Ⅰ	1		1	1		1																																																																																																																																																																								
				実践指揮法Ⅱ		1	1		1	1																																																																																																																																																																								
	吹奏楽基礎演習Ⅰ			1		1	1		1																																																																																																																																																																									
	吹奏楽基礎演習Ⅱ				1	1		1	1																																																																																																																																																																									
	吹奏楽演習Ⅰ			3		3	3		3																																																																																																																																																																									

新旧比較表

新条文

旧条文

専門科目	実技※必修	演奏実技	吹奏楽演習Ⅱ		3	3		3	3	
			吹奏楽指導法Ⅰ	3		3	3		3	
			吹奏楽指導法Ⅱ		3	3		3	3	
			演奏実習Ⅰ	6		6	2		2	
			演奏実習Ⅱ		6	6		2	2	
専門科目	実技※必修	演奏実技	デイリートレーニングⅠ	2		2	2		2	
			デイリートレーニングⅡ		2	2		2	2	
			演奏研究Ⅰ	3		3				
			演奏研究Ⅱ		3	3				
			聴音Ⅰ	1		1				
			聴音Ⅱ		1	1				
			視唱Ⅰ	1		1				
		演奏実技	視唱Ⅱ		1	1				
			ピアノ基礎Ⅰ	1		1				
			ピアノ基礎Ⅱ		1	1				
			マーチングⅠ	2		2				
			マーチングⅡ		2	2				
			リペア実技※1	クラリネット修理Ⅰ				2		2
				フルート修理Ⅰ				2		2
		サククス修理Ⅰ						2	2	
		木管応用修理Ⅰ						2	2	
		金管修理（溶接）Ⅰ					2		2	
		金管修理（凹み）Ⅰ					2		2	
		金管修理（可動部調整）Ⅰ						2	2	
		金管応用修理Ⅰ					2	2		
		リペア実習Ⅰ				3		3		
リペア実習Ⅱ					3	3				
一般教養科目	必修	社会人基礎Ⅰ		1	1		1	1		
		選択※2	国語総合Ⅰ	1		1				
	国語総合Ⅱ			1	1					
	数的処理Ⅰ		2		2					
	数的処理Ⅱ			2	2					
	英文・文章理解Ⅰ		1		1					
	英文・文章理解Ⅱ			1	1					
	フランス語Ⅰ		(4)		(4)	(4)		(4)		
	フランス語Ⅱ		(4)	(4)		(4)	(4)			
合計			31	32	63	31	32	63		
卒業（修了）に必要な総単位数			31	32	63	31	32	63		

※1 フランス語（Ⅰ・Ⅱ）を選択する場合は、クラリネット修理Ⅰ、フルート修理Ⅰ、サククス修理Ⅰ、木管応用修理Ⅰ、金管修理（溶接）Ⅰ、金管修理（凹み）Ⅰ、金管修理（可動部調整）Ⅰ、金管応用修理Ⅰは各1単位とする。

※2 社会人基礎1は2年間履修で1単位とする。

※3 1年生は（国語総合Ⅰ、数的処理Ⅰ、英文・文章理解Ⅰ）またはフランス語Ⅰを、2年生は（国語総合Ⅱ、数的処理Ⅱ、英文・文章理解Ⅱ）またはフランス語Ⅱを選択。

<文化教養専門課程 吹奏楽実務学科>

2017年-2025年度入学者（授業時間）

2026年度以降入学者

コース		吹奏楽コース		管楽器リペアコース		
学年 科目	1年	単位数	1年	単位数		
	単位数	合計	単位数	合計		
専門科目	理論※必修	音楽理論	1	1	1	1
		音楽史Ⅲ	1	1	1	1
		編曲法Ⅲ	1	1		
	リペア技術理論	木管修理講義Ⅲ		0	2	2
		金管修理講義Ⅲ		0	2	2
		リペアゼミⅢ		0	2	2
	演奏実技	実践指揮法Ⅲ	1	1	1	1
		吹奏楽基礎演習Ⅲ	1	1	1	1
		吹奏楽演習Ⅲ	3	3	3	3
		吹奏楽指導法Ⅲ	3	3	3	3
		演奏実習Ⅲ	6	6	2	2
		デイリートレーニングⅢ	2	2	2	2
		演奏研究Ⅲ	3	3		
		聴音Ⅲ	1	1		
		視唱Ⅲ	1	1		
		ピアノ基礎Ⅲ	1	1		
		マーチングⅢ	2	2		

新旧比較表										様式 2 7	
新条文										旧条文	
専 門 科 目	実 技 ※ 必 修	リ ペ ア 実 技	クラリネット修理Ⅱ			1	1				
			フルート修理Ⅱ			1	1				
			サクソス修理Ⅱ			1	1				
			木管応用修理Ⅱ			1	1				
			金管修理（溶接）Ⅱ			1	1				
			金管修理（凹み）Ⅱ			1	1				
			金管修理（可動部調整）Ⅱ			1	1				
			金管応用修理Ⅱ			1	1				
			リペア実習Ⅲ			3	3				
			一 般 教 養 科 目	選 択 ※ 2	国語総合Ⅲ	1	1				
数的処理Ⅲ	2	2									
英文・文章理解Ⅲ	1	1									
フランス語Ⅲ	(4)	(4)									
合 計			31	31	31	31					
卒業（修了）に必要な総単位数			31	31	31	31					
※ 2（国語総合Ⅲ、数的処理Ⅲ、英文・文章理解Ⅲ）またはフランス語Ⅲを選択。											
（別表第 2） 第 2 1 条 授業料・入学金及び検定料等										（別表第 2） 第 2 0 条 授業料・入学金及び検定料等	

(別表第1) 教育課程及び授業時間、単位数

2017年-2025年度入学者(授業時間)

コース				吹奏楽コース			管楽器リペアコース		
学年				1年	2年	計	1年	2年	計
科目									
専 門 科 目	理論※必修	音楽理論	楽典Ⅰ	36		36	36		36
			音楽史Ⅰ	36		36	36		36
	理論※必修	音楽理論	和声		36	36			0
			音楽史Ⅱ		36	36			0
			編曲法Ⅰ	36		36			0
			編曲法Ⅱ		36	36			0
		リペア技術理論	木管修理講義Ⅰ			0	72		72
			木管修理講義Ⅱ			0		72	72
			金管修理講義Ⅰ			0	72		72
			金管修理講義Ⅱ			0		72	72
			リペアゼミⅠ			0	72		72
			リペアゼミⅡ			0		72	72
			実践講義			0		36	36
			管楽器知識			0		36	36
	実技※必修	演奏実技	実践指揮法Ⅰ	36		36	36		36
			実践指揮法Ⅱ		36	36		36	36
			吹奏楽基礎演習Ⅰ	36		36	36		36
			吹奏楽基礎演習Ⅱ		36	36		36	36
			吹奏楽演習Ⅰ	108		108	108		108
			吹奏楽演習Ⅱ		108	108		108	108
			吹奏楽指導法Ⅰ	108		108	108		108
			吹奏楽指導法Ⅱ		108	108		108	108
			演奏実習Ⅰ	216		216	72		72
			演奏実習Ⅱ		216	216		72	72
			デイリートレーニングⅠ	72		72	72		72
			デイリートレーニングⅡ		72	72		72	72
	実技※必修	演奏実技	演奏研究Ⅰ	108		108			0
			演奏研究Ⅱ		108	108			0
			聴音Ⅰ	36		36			0
			聴音Ⅱ		36	36			0
			視唱Ⅰ	36		36			0

コース				吹奏楽コース			管楽器リペアコース		
学年				1 年	2 年	計	1 年	2 年	計
科目									
専 門 科 目	実 技 ※ 必 修	演 奏 実 技	視唱Ⅱ		36	36			0
			ピアノ基礎Ⅰ	36		36			0
			ピアノ基礎Ⅱ		36	36			0
			マーチングⅠ	72		72			0
			マーチングⅡ		72	72			0
		リ ペ ア 実 技 ※ 1	クラリネット修理Ⅰ			0	72		72
			フルート修理Ⅰ			0	72		72
			サックス修理Ⅰ			0		72	72
			木管応用修理Ⅰ			0		72	72
			金管修理（溶接）Ⅰ			0	72		72
			金管修理（凹み）Ⅰ			0	72		72
			金管修理（可動部調整）Ⅰ			0		72	72
			金管応用修理Ⅰ			0		72	72
			リペア実習Ⅰ			0	108		108
		リペア実習Ⅱ			0		108	108	
一 般 教 養 科 目	必修	社会人基礎Ⅰ	18	18	36	18	18	36	
		選 択 ※ 2	国語総合Ⅰ	36		36			0
	国語総合Ⅱ			36	36			0	
	数的処理Ⅰ		72		72			0	
	数的処理Ⅱ			72	72			0	
	英文・文章理解Ⅰ		36		36			0	
	英文・文章理解Ⅱ			36	36			0	
	フランス語Ⅰ		(144)		(144)	(144)		(144)	
	フランス語Ⅱ		(144)	(144)		(144)	(144)		
合計				1134	1134	2268	1134	1134	2268

※1 フランス語（Ⅰ・Ⅱ）を選択する場合は、クラリネット修理Ⅰ、フルート修理Ⅰ、サックス修理Ⅰ、木管応用修理Ⅰ、金管修理（溶接）Ⅰ、金管修理（凹み）Ⅰ、金管修理（可動部調整）Ⅰ、金管応用修理Ⅰは各36単位とする。

※2 1年生は（国語総合Ⅰ、数的処理Ⅰ、英文・文章理解Ⅰ）またはフランス語Ⅰを、2年生は（国語総合Ⅱ、数的処理Ⅱ、英文・文章理解Ⅱ）またはフランス語Ⅱを選択。

2026年度以降入学者

コース				吹奏楽コース			管楽器リペアコース		
学年				1 年	2 年	単位数合	1 年	2 年	単位数合
科目				年間単位数	年間単位数	計	年間単位数	年間単位数	計
専 門 科 目	理 論 ※ 必 修	音 楽 理 論	楽典Ⅰ	1		1	1		1
			音楽史Ⅰ	1		1	1		1
	理 論 ※ 必 修	音 楽 理 論	和声		1	1			
			音楽史Ⅱ		1	1			
			編曲法Ⅰ	1		1			
			編曲法Ⅱ		1	1			
		リ ペ ア 技 術 理 論	木管修理講義Ⅰ				2		2
			木管修理講義Ⅱ					2	2
			金管修理講義Ⅰ				2		2
			金管修理講義Ⅱ					2	2
			リペアゼミⅠ				2		2
			リペアゼミⅡ					2	2
			実践講義					1	1
			管楽器知識					1	1
	実 技 ※ 必 修	演 奏 実 技	実践指揮法Ⅰ	1		1	1		1
			実践指揮法Ⅱ		1	1		1	1
			吹奏楽基礎演習Ⅰ	1		1	1		1
			吹奏楽基礎演習Ⅱ		1	1		1	1
			吹奏楽演習Ⅰ	3		3	3		3
			吹奏楽演習Ⅱ		3	3		3	3
			吹奏楽指導法Ⅰ	3		3	3		3
			吹奏楽指導法Ⅱ		3	3		3	3
			演奏実習Ⅰ	6		6	2		2
			演奏実習Ⅱ		6	6		2	2
			デイリートレーニングⅠ	2		2	2		2
			デイリートレーニングⅡ		2	2		2	2
	実 技 ※ 必 修	演 奏 実 技	演奏研究Ⅰ	3		3			
			演奏研究Ⅱ		3	3			
			聴音Ⅰ	1		1			
			聴音Ⅱ		1	1			
			視唱Ⅰ	1		1			

コース				吹奏楽コース			管楽器リペアコース		
学年 科目				1 年	2 年	単位数合	1 年	2 年	単位数合
				年間単位数	年間単位数	計	年間単位数	年間単位数	計
専 門 科 目	実 技 ※ 必 修	演 奏 実 技	視唱Ⅱ		1	1			
			ピアノ基礎Ⅰ	1		1			
			ピアノ基礎Ⅱ		1	1			
			マーチングⅠ	2		2			
			マーチングⅡ		2	2			
		リ ペ ア 実 技 ※ 1	クラリネット修理Ⅰ				2		2
			フルート修理Ⅰ				2		2
			サックス修理Ⅰ					2	2
			木管応用修理Ⅰ					2	2
			金管修理（溶接）Ⅰ				2		2
	金管修理（凹み）Ⅰ					2		2	
	金管修理（可動部調整）Ⅰ						2	2	
	金管応用修理Ⅰ						2	2	
	リペア実習Ⅰ					3		3	
	リペア実習Ⅱ					3	3		
一 般 教 養 科 目	必修	社会人基礎Ⅰ		1	1		1	1	
	選 択 ※ 2	国語総合Ⅰ	1		1				
		国語総合Ⅱ		1	1				
		数的処理Ⅰ	2		2				
		数的処理Ⅱ		2	2				
		英文・文章理解Ⅰ	1		1				
		英文・文章理解Ⅱ		1	1				
		フランス語Ⅰ	(4)		(4)	(4)		(4)	
		フランス語Ⅱ		(4)	(4)		(4)	(4)	
合計			31	32	63	31	32	63	
卒業（修了）に必要な総単位数			31	32	63	31	32	63	

※1 フランス語（Ⅰ・Ⅱ）を選択する場合は、クラリネット修理Ⅰ、フルート修理Ⅰ、サックス修理Ⅰ、木管応用修理Ⅰ、金管修理（溶接）Ⅰ、金管修理（凹み）Ⅰ、金管修理（可動部調整）Ⅰ、金管応用修理Ⅰは各1単位とする。

※2 社会人基礎1は2年間履修で1単位とする。

※3 1年生は（国語総合Ⅰ、数的処理Ⅰ、英文・文章理解Ⅰ）またはフランス語Ⅰを、2年生は（国語総合Ⅱ、数的処理Ⅱ、英文・文章理解Ⅱ）またはフランス語Ⅱを選択。

<文化教養専門課程 吹奏楽実務学科>

2017年-2025年度入学者（授業時間）

コース				吹奏楽コース		管楽器リペアコース	
学年				1 年	計	1 年	計
科目							
専 門 科 目	理 論 ※ 必 修	音 楽 理 論	楽典Ⅱ	36	36	36	36
			音楽史Ⅲ	36	36	36	36
	理 論 ※ 必 修	リ ペ ア 技 術 理 論	編曲法Ⅲ	36	36		
			木管修理講義Ⅲ			72	72
			金管修理講義Ⅲ			72	72
			リペアゼミⅢ			72	72
	実 技 ※ 必 修	演 奏 実 技	実践指揮法Ⅲ	36	36	36	36
			吹奏楽基礎演習Ⅲ	36	36	36	36
			吹奏楽演習Ⅲ	108	108	108	108
			吹奏楽指導法Ⅲ	108	108	108	108
			演奏実習Ⅲ	216	216	72	72
			デイリートレーニングⅢ	72	72	72	72
			演奏研究Ⅲ	108	108		
			聴音Ⅲ	36	36		
			視唱Ⅲ	36	36		
			ピアノ基礎Ⅲ	36	36		
			マーチングⅢ	72	72		
			リ ペ ア 実 技	クラリネット修理Ⅱ			36
		フルート修理Ⅱ				36	36
		サクソ修理Ⅱ				36	36
		木管応用修理Ⅱ				36	36
		金管修理（溶接）Ⅱ				36	36
		金管修理（凹み）Ⅱ				36	36
		金管修理（可動部調整）Ⅱ				36	36
		金管応用修理Ⅱ				36	36
		リペア実習Ⅲ			108	108	
一 般 教 養 科 目	必修		社会人基礎Ⅱ	18	18	18	18
	選 択 ※ 2	国語総合Ⅲ	36	36			
		数的処理Ⅲ	72	72			
		英文・文章理解Ⅲ	36	36			
		フランス語Ⅲ	(144)	(144)			
合計				1134	1134	1134	1134

※2（国語総合Ⅲ、数的処理Ⅲ、英文・文章理解Ⅲ）またはフランス語Ⅲを選択。

2026年度以降入学者

コース				吹奏楽コース		管楽器リペアコース			
学年 科目				1 年	単位数合計	1 年	単位数合計		
				年間単位数		年間単位数			
専 門 科 目	理 論 ※ 必 修	音 楽 理 論	楽典Ⅱ	1	1	1	1		
			音楽史Ⅲ	1	1	1	1		
	理 論 ※ 必 修	リ ペ ア 技 術 理 論	編曲法Ⅲ	1	1				
			木管修理講義Ⅲ		0	2	2		
			金管修理講義Ⅲ		0	2	2		
			リペアゼミⅢ		0	2	2		
			実 技 ※ 必 修	演 奏 実 技	実践指揮法Ⅲ	1	1	1	1
					吹奏楽基礎演習Ⅲ	1	1	1	1
	吹奏楽演習Ⅲ	3			3	3	3		
	吹奏楽指導法Ⅲ	3			3	3	3		
	演奏実習Ⅲ	6			6	2	2		
	デイリートレーニングⅢ	2			2	2	2		
	演奏研究Ⅲ	3			3				
	聴音Ⅲ	1			1				
	視唱Ⅲ	1			1				
	ピアノ基礎Ⅲ	1			1				
	マーチングⅢ	2			2				
	リ ペ ア 実 技	クラリネット修理Ⅱ				1	1		
		フルート修理Ⅱ				1	1		
		サクソ修理Ⅱ				1	1		
		木管応用修理Ⅱ			1	1			
		金管修理（溶接）Ⅱ			1	1			
		金管修理（凹み）Ⅱ			1	1			
		金管修理（可動部調整）Ⅱ			1	1			
	金管応用修理Ⅱ			1	1				
	リペア実習Ⅲ			3	3				
一 般 教 養 科 目	選 択 ※ 2	国語総合Ⅲ	1	1					
		数的処理Ⅲ	2	2					
		英文・文章理解Ⅲ	1	1					
		フランス語Ⅲ	(4)	(4)					
合計				31	31	31	31		
卒業（修了）に必要な総単位数				31	31	31	31		

※2（国語総合Ⅲ、数的処理Ⅲ、英文・文章理解Ⅲ）またはフランス語Ⅲを選択。

(別表第2) 第21条 授業料・入学金及び検定料等

2017年-2023年度入学者

	区分	文化教養専門課程	
		吹奏楽学科	吹奏楽実務学科
昼 間	検定料 (受験時)	30,000円	30,000円
	入学金 (入学時)	200,000円	200,000円
	授業料 (年額)	780,000円	780,000円
	施設費 (年額)	300,000円	300,000円
	管理費 (年額)	90,000円	90,000円
	教育充実費 (年額)	150,000円	150,000円

2024年度以降入学者

	区分	文化教養専門課程	
		吹奏楽学科	吹奏楽実務学科
昼 間	検定料 (受験時)	30,000円	30,000円
	入学金 (入学時)	200,000円	200,000円
	授業料 (年額)	780,000円	780,000円
	施設費 (年額)	300,000円	300,000円
	管理費 (年額)	90,000円	90,000円
	教育充実費 (年額)	200,000円	200,000円

ESA 音楽学院専門学校学則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 教育基本法及び学校教育法に基づき、音楽に関する専門的な知識及び技術を修得させ、職業若しくは
実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、ESA 音楽学院専門学校という。

(位置)

第 3 条 本校は、大阪府大阪市天王寺区玉造元町 2－6 に置く。

(自己点検・評価)

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における
教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第 2 章 課程及び学科、修業年限、休業日等

(課程及び学科、収容定員、修業年限等)

第 5 条 本校の課程及び学科、収容定員、修業年限は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜 の別	修業 年限	入学定員	収容定員	始業及び終業時刻
文化教養	吹奏楽学科	昼間	2 年	3 5 名 (1 学級)	7 0 名	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
専門課程	吹奏楽実務学科	昼間	1 年	1 0 名 (1 学級)	1 0 名	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

(学年)

第 6 条 学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(学期)

第 7 条 学年を分けて、次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

後期 1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日まで

(休業日)

第 8 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号) に規定する日

(4) 夏季休業 7 月 2 1 日から 8 月 3 1 日まで

- (5) 冬季休業 12月25日から1月6日まで
- (6) 学年末休業 3月25日から3月31日まで
- (7) その他校長が必要と認めた日

第3章 教育課程、単位数及び教員組織

(教育課程、単位数)

第9条 本校の教育課程及び単位数は別表第1のとおりとする。

- 2 別表第1に定める1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する内容をもって構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 卒業までに履修させる単位数は、吹奏楽学科にあつては62単位以上、吹奏楽実務学科にあつては31単位以上とする

(成績評価)

第10条 本校の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の正解、履修状況等を総合的に勘案して行う。各科目の評価方法は毎年2月に公表するシラバスに記載する。

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 3名以上
- (3) 事務職員 1名以上

2 校長は、校務を掌り所属職員を監督する。

第4章 入学、退学、転学及び休学

(入学資格)

第12条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)

- (7) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則(令和4年文部科学省令第18号)による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
 - (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする専修学校において、専修学校における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - (9) 専修学校において、個別の入学者資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
- (入学時期)

第13条 本学の入学時期は4月とする。

(入学手続)

第14条 本校の手続きは次のとおりとする。

- (1) 本校に入学をしようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第22条に定める入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続を修了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第22条の入学金を添えて手続をとらなければならない。

(退学)

第15条 学生が退学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、願出で許可を受けなければならない。

(休学)

第16条 学生が病気その他やむを得ない理由により1月以上出席することができない時は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添えて願出で許可を受けなければならない。

(復学)

第17条 前条の規定により休学中の学生が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等を添えて願出で許可を受けなければならない。

(出席停止)

第18条 学生が伝染病にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その学生に対し出席停止を命ずることがある。

第5章 課程修了の認定及び卒業

(課程修了の認定)

第19条 第9条に定める授業科目の成績評価により、必要な単位を取得した者について、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上を在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第20条 前条により、文化・教養専門課程吹奏楽学科を修了した者には、学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士(文化・教養専門課程)の称号を授与する。

第6章 入学金及び授業料等

(授業料・入学金及び検定料)

第21条 本校の授業料・入学金及び検定料等は、別表第2のとおりとする。

- 1 前項の規定にかかわらず、授業料・入学金及び検定料等を減免することができる。
- 2 学生の在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、授業料を免除することがある。

第7章 賞罰

(褒賞)

第22条 学生がその成績、性行ともにすぐれ他の模範となるときは褒賞することがある。

(懲戒)

第23条 校長は本校の規則に違反したり、本校の学生の本文に反する行為があった場合において、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者。
 - (4) 学校の秩序をみだし、その他学生としての本分に反した者。

第8章 科目履修生制度

(科目履修生)

第24条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考のうえ、科目履修生として当該科目の履修を許可することができる。

- 2 その他科目履修生に関する事項は別に定める。

附 則

この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 3 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、第4条について、令和6年3月31日以前に入学した者には従前の学則を適用する。

- 4 この学則は、令和8年4月1日から施行する。

ただし、第9条および第20条について、令和8年3月31日以前に入学した者には従前の学則を適用する。